

施設基準届出一覧(届出済のもの)

特掲診療料

第1節 調剤技術料

特別調剤基本料 A	5 点
地域支援・医薬品供給対応体制加算1	27 点
電子的調剤情報連携体制整備加算	8 点
バイオ後続品調剤体制加算	50 点

第2節 薬学管理料

在宅患者訪問薬剤管理指導料	290～650 点

第5節 その他

調剤ベースアップ評価料	4 点
調剤物価対応料	1 点

その他算定に関する掲示

○夜間休日等加算

【平日 19 時以降翌朝 8 時まで】【土曜 13 時以降】【休日】

受付した場合、調剤基本料に 40 点を加算されます

○服薬管理指導料(処方箋受付 1 回につき)

1)原則 3 ヶ月以内に再度処方箋を持参した患者様 45 点

2)1)以外の患者様 59 点

3)介護老人福祉施設等入所者 45 点

4)情報通信機器を用いた場合

イ原則 3 ヶ月以内に再度処方箋を持参した患者様 45 点

ロイ以外の患者様 59 点

但し、①の患者様で、手帳を提示しない患者様については 2)となります。

5)のイ及びロについても同様となります。

○「個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書」の発行

医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から領収証発行の際に、個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書を無料で発行します。（公費医療の方も同様）

明細書には使用した薬剤の名称や服用量などが記載されるものですので、その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

○調剤管理料

・内服薬の場合	27日分以下の場合	10点
	28日分以上	60点
・内服薬以外の場合		10点

○療養の給付と直接関係のないサービス等の取扱い

以下の項目について、実費の負担をお願いしています。

希望に基づく内服薬の一包化＊ 1包につき 10円

＊については、治療上の必要性がなく、治療上問題がない場合に限り
ます。

○電子的調剤情報連携体制整備加算

質の高い医療を提供するために、医療DXを積極的に推進していま
す。具体的には、以下の取り組みを行っています。

1. オンライン資格確認を通じて取得した薬剤情報、特定健診情報
等閲覧又は活用し、調剤、服薬指導等の実施
2. 電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理
3. マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療DXを
通じて質の高い医療の提供
4. 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用し、医療DXに
係る取組
5. サイバー攻撃に対する対策を含めセキュリティ全般について適切な
対応

保険薬局番号 30.4121.8 北海道知事指定介護保険事業所番号 014.30.4121.8

株式会社キタ調剤薬局 キタ調剤薬局 士別店

介護保険サービス提供事業者の掲示

当事業者の介護保険に関する取扱いは以下

1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

2. 営業日および営業時間

管理と運営に記載の通り * 緊急時は上記の限りではない

3. 利用料金(介護保険負担割合 1割の方)

・訪問1回につき 月4回まで算定

単一建物居住者が1人 518円

単一建物居住者が2～9人 379円

単一建物居住者が10人以上 342円

(特殊な利用者の場合は8回目まで算定)

※麻薬管理の必要な方は、上記金額に100円が加算されます。

※地域等の要件を評価した加算が算定される場合があります。

・情報通信機器を用いた服薬指導1回につき 46円

※所定の要件を満たした場合に料金が発生することがあります。

(介護保険負担割合 2割の場合は上記金額が約2倍になります)

保険薬局番号 30.4121.8 北海道知事指定介護保険事業所番号 014.30.4121.8

株式会社キタ調剤薬局 キタ調剤薬局 士別店